

貸付金について

生活資金の借入れをしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

共助会加入者は、退職金の範囲内で生活資金の借入れが可能です。
退職金は掛金を1年以上納付することで発生します。借入限度額を知りたい場合は、共助会事務局へご連絡ください。

生活資金の借入れは、いつからでも可能ですか。

毎月5の付く日に貸付金を送金しています。
送金手続きを行うまでに日数を要しますので、送金日間際に申請があると次の機会に貸付金の送金を行うことがあります。余裕を持ってお申し込みください。

現在、貸付金を償還中です。新たに生活資金の借入を希望する場合、どのような手続きが必要でしょうか。

共助会事務局までご連絡ください。
貸付金の残額を算出し、新たな貸付額から残額を差し引いた分を送金する手続きを進めます。その際、貸付金の借り換えに関する申請書類を作成し、提出していただくことになります。

借り入れたお金をまとめて返済したいのですが、どうすればいいですか。

共助会事務局までご連絡ください。
貸付金の残金を算出し、振込票を作成します。お手元に届いた振込票を用いて、残金をお支払いください。

生活資金を借り入れている職員が退職する場合、残金の返済について教えてください。

退職する前に貸付金の残額を一括返済し、退職金を満額で受け取っていただくことが理想

ですが、退職金から貸付金の残額を相殺していただくことも可能です。
その際、『相殺願』を提出していただくことになります。はじめに共助会事務局までご連絡
ください。